

その他のご案内

●耐震改修工事の低利子融資制度

静岡県内において原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合が耐震改修工事を行う場合、低利子の融資を受けることができます。

詳細は、静岡県商工金融課にお問い合わせください。 TEL：054-221-2513

お知り合いの建築士がない場合

市からは、建築士事務所のご紹介はできません。

下記の団体にご相談ください。

一般社団法人 静岡県建築士事務所協会 TEL：054-255-8931

公益社団法人 静岡県建築士会 中部ブロック TEL：054-204-6880

※要安全確認計画記載（沿道）建築物に認められる評定書等

（耐促法第14条第1号に該当する用途・規模の建築物及びマンションは、評定書のみ）

- ・評定書
- ・耐震判定委員会に所属する判定委員による確認書
- ・建築構造関係の設計基準・指針等の策定委員を務めている専門家等による確認書
- ・建築確認済証の写し
- ・登録資格者講習を受けた第三者の建築士（ただし、建築士法における業務範囲に限る。）による確認書
- ・上記に掲げるもののほか、同等のもの

補助制度に関するお問い合わせ先

静岡市 都市局 建築部 建築指導課 安全推進係

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL：054-221-1124

FAX：054-221-1135

E-mail：kenchikushidou@city.shizuoka.lg.jp

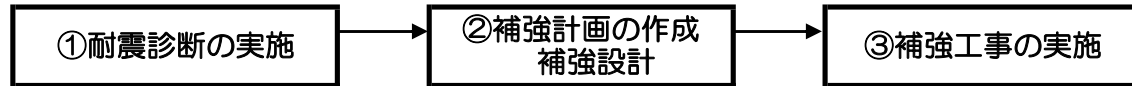
建築物（木造住宅を除く）における 耐震診断・補強計画・補強工事補助制度のご案内

- 対象は、昭和56年5月31日以前に建築又は着手した建築物です。
- 昭和56年6月1日以降に増築等建築行為が有る場合は、直接建築指導課へご相談ください。
- いずれの補助制度も、業者との契約前に申請書を提出しなければなりません。事業実施後は補助制度をご利用いただけませんので、ご注意ください。

令和3年4月～

静岡市 都市局 建築部 建築指導課 安全推進係

補強工事までの流れ



①耐震診断の実施

- 建築物の現地調査や設計図面により耐震診断を行い、地震に対する安全性を調べます。
- 耐震診断技術を取得した建築士のいる建築士事務所等に相談しましょう。
- 耐震診断にかかる費用は、建築物の延べ面積、構造、階数、設計図面の有無等により異なります。

【補助制度について】非木造住宅耐震診断事業、建築物耐震診断事業

○対象 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅以外の建築物

○補助額

対象建築物	補助率	基準額	
非木造 一戸建て住宅		136,000円/戸	
非木造共同住宅 ・建築物	見積額と基準額を 比較して いずれか少ない額の 2/3	延べ面積 1,000㎡以下 の部分	2,100円/㎡
		延べ面積 1,000㎡を超え 2,000㎡以下 の部分	1,570円/㎡
		延べ面積 2,000㎡を超える 部分	1,050円/㎡
		左記の 合計額	

○評定書の写し

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、耐促法）第14条第1号に該当する建築物及びマンションは、耐震診断完了時に評定書の写しが必要となります。

②補強計画の作成、補強設計

- 耐震診断の結果に基づき、補強方法（耐震壁の増設や柱の補強等）の検討を行います。
- 補強後の建築物の使い方を考慮して、計画します。
- 補強計画決定後、工事を実施するために必要な図面等を作成します。

【補助制度について】建築物補強計画策定事業

○対象 昭和56年5月31日以前に建築された下記建築物

- ・耐促法第14条第1号に該当する建築物及びマンション
- ・要緊急安全確認大規模建築物
- ・要安全確認記載（沿道）建築物

○補助額

対象建築物・補助率	基準額	
<ul style="list-style-type: none"> ●耐促法第14条第1号に該当する建築物 見積額と基準額を比較して いずれか少ない額の2/3以内 (限度額419万円) ●要緊急安全確認大規模建築物 ●要安全確認記載（沿道）建築物 見積額と基準額を比較して いずれか少ない額の5/6以内 (限度額523万円) 	延べ面積 1,000㎡以下 の部分	3,150円/㎡
	延べ面積 1,000㎡を超え 2,000㎡以下 の部分	2,100円/㎡
	延べ面積 2,000㎡を超える 部分	1,050円/㎡
		左記の 合計額

○評定書の写し等

補強計画完了時に評定書の写しが必要となります。

要安全確認記載（沿道）建築物の場合は、評定書の写し以外の確認書でも可です。（※）

○既存不適格チェックリスト

補強計画完了時までには建築基準法既存不適格チェックを行ってください。

③補強工事の実施

- 補強計画・補強設計に基づき耐震補強工事を行います。

○対象 昭和56年5月31日以前に建築された下記建築物

- ・耐促法第14条第1号に該当する建築物及びマンション
- ・要緊急安全確認大規模建築物
- ・要安全確認記載（沿道）建築物

○補助額

対象建築物・補助率	基準額	
<ul style="list-style-type: none"> ●耐促法第14条第1号に該当する建築物 見積額と基準額を比較して いずれか少ない額の23%の2/3 ●要緊急安全確認大規模建築物 見積額と基準額を比較して いずれか少ない額の23% の607/414以内 ●要安全確認記載（沿道）建築物 見積額と基準額を比較して いずれか少ない額の11/15以内 (限度額4,400万円) 	通常	51,200円/㎡
	マンション	50,200円/㎡
	免震工法等の特殊な工法 による場合	83,800円/㎡

○評定書の写し等

補強工事申請時に評定書の写しが必要となります。

要安全確認記載（沿道）建築物の場合は、評定書の写し以外の確認書でも可です。（※）

○認定通知書の写し

補強工事申請時に耐促法等認定通知書の写しが必要となります。